

南アフリカ共和国  
環境観光省

ミナミマグロ保存委員会  
事務局長 プライアン・マクドナルド 殿

### 南アフリカの国別漁獲割当に関する要求

南アフリカは、ミナミマグロ保存委員会（CCSBT）の事務局、加盟国及び協力的非加盟国に敬意を表する。この書簡で、南アフリカは CCSBT が管理している資源に、アクセスする権利を要求する理論的根拠を主張する。南アフリカは、責任ある漁業国であり、常に地域漁業管理機関との協力を試みており、その証拠として大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の創立国の一つである。

我々の要求に緊急性を付け加えると、南アフリカは大規模な表層漁業を確立する過程にある。この漁業は、2つの漁業種類としてマグロ及びメカジキを対象とするであろう。50隻の漁業許可のうち何隻かは、南アフリカの排他的経済水域及び公海における漁業を許可されるであろう。我々は、漁業が発展途上にあるため、強く SBT 漁業へのアクセスを求める。

責任ある漁業国として、我々は他の全ての漁業条約に従い漁業管理を行っている。我々は国内の大規模な表層漁業調査漁獲を実施する以外、予防的アプローチに従い、現在に至るまで SBT を対象にした漁獲を認めていない。大規模な表層漁業調査漁獲は、メカジキを主な対象にしており、マグロはそれに伴う混獲である。アメリカ式のモノフィラメントはえ縄及び集魚灯を使用し、数人の個人漁業者は良好なマグロの漁獲を記録している。南アフリカ漁船の多くは、30メートル以下であるため、その漁獲物は鮮魚市場に集中している。漁場は離れているので、氷蔵により良質のマグロを水揚げするには適していない。解決策として、より長く保存できるメカジキの漁獲がまず行われ、その後、高品質の生鮮マグロを提供するため、航海の後半数日でマグロを対象にした漁獲が行われる。この漁業は、マイナス 60 の急速冷凍庫を持つ大規模はえ縄漁業に比べ資本集約的ではない。しかし、マグロの漁獲が増加するにつれ、漁業者は、冷凍設備を備えるより大きな漁船への投資を行っている。

南アフリカが SBT 漁獲を保留しているにも関わらず、歴史においては違った結果になっている。1961年から1964年にかけて、南アフリカのまぐろはえ縄漁船は、1150トン以上の SBT をケープタウンに水揚げした（表1）。この時期以降、SBT に対する関心が薄れたのは、経済的有用性によるものであり、能力がないということとは関係なく、この時代 SBT は主に缶詰製造のために漁獲された。さらに、ケープタウンから50マイル以内に、簡単にアクセスできるピンナガ漁場が発見された。この漁業は、大規模なまぐろはえ縄漁業では使用されていない、安い漁具及びより小さな漁船により行うことができる。1990年代前半まで続いた、国内通貨高により、刺身等級の魚の日本への輸出は非経済的なものとなった。一度、また経済的に利益が見込めるとなれば、その漁業への興味も見直される。上記で指摘した通り、最初の関心はメカジキ漁業に対してであったが、全漁業者がこの資源は既に漁獲圧にさらされていることを認識していた。持続的な漁業を発展させるために、マグロ類を対象にする必要があり、かつ SBT もその中に含めなければならない。

国内漁業による SBT の漁獲が少ないのは、報告システムが正確でないからかもしれない。しかし漁業者は、これができないというわけではなく、現在に至るまでメバチマグロ及びキハダマグロの混獲を含むメカジキを対象に操業を行ってきた。数隻の裸用船された

漁船を調査すると、漁獲文書システムを導入する前は、それらの漁船が漁獲した SBT は、もとの旗国の漁獲として報告されていたかもしれない。

さらに、発展途上の沿岸国として、また SBT 生息地域として、南アフリカは、理論的に SBT の水揚げを伴うマグロ漁業へ参加する権利をもつ。南アフリカにおいて遠洋漁業船での漁獲が許可された時の SBT の漁獲量は 0.5 から 102 トンであった（1996 - 2002 年）（表 1）。SBT 漁獲の流動性は、高緯度における極地集合現象による生態系への影響によるものである。南アフリカはメカジキの調査漁獲での混獲として、20 トン未満の SBT を漁獲した（表 1）。このように全ての結果は、大規模な表層漁業が南アフリカで完全に定着した場合、250 トンを超える SBT の漁獲の可能性を示している。

従って、我々は、加盟国に南アフリカの漁獲記録がないこと及び能力不足を不十分な情報並びに加盟できない理由として受け取らないように求める。その他の加盟に関する事項を考慮すると、我々は、条約の精神と意思に合致した公正な議論を提供した。事実、我々はなぜ南アフリカが加盟しなければならないかということに関し、あえて論議を提示したと確信する。

国別割当 250 トンという我々の要望が叶えられれば、南アフリカは協力的非加盟国になることを受諾し、データーの収集や漁獲文書スキーム及び標識再捕プログラムなど、CCSBT のその他の保存及び管理目標に完全に協力する。南アフリカには有能な科学者がおり、CCSBT に対し適切に協力する。

要約として、国連海洋法条約（UNCLOS）の観点からも、我々自国の水域において及び近隣の水域が SBT の生息地域であるということ並びに漁獲の歴史を考慮すると、我々は本漁業に合法的に参加できると考えている。我々は CCSBT に我々の意思を通知し、またかつて委員会会合にも出席することによって責任ある行動をとってきた。

この要望が有利に考慮されることを希望する。

敬具

ホースト・クラインシュミット  
環境観光省海洋沿岸管理局次長  
2004 年 3 月 25 日

表1 . 南アフリカ、台湾及び日本船団による南アフリカ排他的経済水域における年間ミナミマグロ漁獲量報告(トン)

年	南アフリカ	台湾	日本
1961	*93.4		
1962	*467.0		
1963	398.2		
1964	196.9		
1965	**2.7		
1966	**84.7		
1967	**16.1		
1996		0.9	0.6
1997		8.4	31.5
1998	0.5	10.6	92.2
1999	0.4	6.6	25.8
2000	3.2	5.6	41.1
2001	0.5	5.6	0.2
2002	15.2	0.5	0.0
2003	***12.6		

\*推定漁獲量

\*\*水揚げはなかったが1尾平均28.12kgをかけた推定漁獲量(1965年97尾、1966年3012尾、1967年573尾)

\*\*\*未完成データ